

二戸地方振興局長告示第20号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条第3項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成20年9月19日

二戸地方振興局長 佐々木 雄 康

1 福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0373200351	シルバーレンタルサービス一戸	二戸郡一戸町高善寺字野田48番地14	平成20年8月31日

2 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0373200351	シルバーレンタルサービス一戸	二戸郡一戸町高善寺字野田48番地14	平成20年8月31日